

## 令和2年度 3月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年3月30日(火) 午後3時00分から4時05分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟3階 大会議室
- 3 出席委員 (15人)

1 番 (会長) 本間雄一	2 番 本間直一	3 番 池田一彦
4 番 江端美春	5 番 大嶋喜芳	6 番 梶原政好
7 番 高杉隆司	8 番 高井利明	9 番 原田秀一
10 番 松井市雄	11 番 岩野惣市郎	12 番 鈴木淳子
13 番 丸山和秀	14 番 渡邊正行	
15 番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (16人)

中澤美知男	西山五十志	若杉 隆義	猪爪 清正	山本 秀樹
本間 正三	小林 隆	小林 一芳	長谷川 孝	朝妻 正行
白井 貞一	茨木 栄一	阿部 保則	武田 正兄	永井 昌夫
田澤 利英				
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員選出
  - 第2 議 事

議案第 9 号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第10号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第11号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第12号	令和3年度新潟市西区農業委員会業務方針(案)について
議案第13号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
議案第14号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
議案第15号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について
報告事項	買受適格証明交付済案件に対する農地法第5条許可の処分について
報告事項	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人に関する要件確認について
報告事項	令和2年度新潟市西区農業委員会業務報告について
報告事項	令和2年度新潟市西区農業委員会委員積立の収支状況について

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係長	高橋智恵子

## 8 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより3月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また本日は、農業委員会等に関する法律第29条の規定により、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただいております。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、大変お疲れ様です。3月の定例総会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。 今月の総会は、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただいております。 今年は大変暖かい日が続き、昨日の速報では、新潟市でも桜の花が咲いたということです。記録がある中で、一番早く、これまで一番早かった平成14年よりも1日早い開花だそうです。 桜の季節を迎えると、農作業が始まるぞという気持ちになります。皆さんもがんばって、農作業に取り組んでいただきたいと思います。 新型コロナ禍は未だ収束していません。県の警報も継続中です。委員同士で親睦を深めたいと思いますが、今は難しい状況です。状況がよくなれば、親睦を図っていきたいと思います。 それでは案件審査に入ります。よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、5番、大嶋喜芳委員、7番高杉隆司委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案、議案第15号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、4ページをお開き下さい。</p>

<p>議 長</p> <p>第 2 地域調査委員長 ( 1 4 番 )</p>	<p>3月総会における許可案件は、坂井輪地区、3条許可3件、赤塚地区、5条許可1件、中野小屋地区、3条許可1件、黒埼地区、3条許可1件、事業計画変更1件、全地区合計7件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>追加議案1ページ、議案第15号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年3月25日付け、新潟市長許可農地法第3条申請に対して、新潟市西区農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>第1地域、坂井輪地区です。1号、所在は西区小新で田1筆、1,014㎡について、後継者に贈与する案件です。申請理由は、農業経営継続のため、農地の所有名義を移転するものです。</p> <p>2号、3号は関連案件で、所在は西区新通、田1筆1,021㎡について、共有持分を贈与する案件です。申請理由は、相続で取得した権利を、現在農業経営を行っている共有者の一人に、それぞれの名義を移転するものです。</p> <p>次に、第1地域、中野小屋地区です。4号、所在は西区曾和で、田畑合計14筆、7,960㎡について、後継者に贈与する案件です。申請理由は、新規就農支援制度の中で、農地の名義を一定期間内に後継者に移転する必要がある、当月案件としたものです。</p> <p>次ページ、第2地、域黒埼地区です。5号、所在は西区木場で、畑1筆644㎡について、売買する案件です。申請理由は、譲受人の農舎裏にある農地を育苗用ビニールハウスとして利用するため、買い受けるものです。</p> <p>なお、1号から5号まで、法第3条第2項各号の要件に問題はないことを確認しています。5号は調査委員会案件です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第15号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。</p> <p>追加議案書は農地法第3条許可申請で、5号は黒埼地区です。</p> <p>申請地は西区木場で、農振農用地の畑1筆、644㎡を、売買する案件です。地元の農家が経営規模拡大のために買い受けを希望し、話がまとまったとのことです。</p> <p>3月23日に申請地の現地確認を行ったところ、畑として耕作管理されており、申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認した結果、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに満たし</p>
---	---

	<p>ていました。</p> <p>また代理人への聞き取り調査で、申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積が申請書と相違ないこと、作付け予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従事状況を確認しました。</p> <p>所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問に対し、代理人はどちらも無いと回答しました。</p> <p>また今後の営農計画に関する質問に対して、季節ごとに、そ菜を栽培し、振り売りで販売する計画であるとの説明がありました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう、説明して調査を終えました。</p> <p>その他、調査委員会案件以外の議案についても審議を行い、問題ないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第15号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第15号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域赤塚地区です。1号、所在は西区赤塚で、畑2筆1, 414㎡について、農業用施設建築敷地とするものです。農地区分は農用地で、自己保有の農地を農地所有適格法人に売買で移転するものです。本案件は2月総会において、法人への農地の現物出資を行う農地法第3条審査に合わせて調査委員会を実施しており、問題なし</p>

議 長	<p>と決定されています。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第9号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第10号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第10号、事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>1号、所在は西区板井で畑2筆975㎡について、露天資材置場敷地で許可を受けている農振農用地です。</p> <p>公共下水道工事による一時転用で、期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとなっていたものを、5月31日に延長するものです。変更理由は、降雪による工事の遅れがあったためとのことです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第10号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>議案第10号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第11号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ、議案第11号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>8ページ、新規分の地区別実績表です。利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と農地中間管理事業による利用権設定を別々の実績表としてあります。</p> <p>今月の新規分の利用権設定は、内野地区、契約期間10年のものが1件、畑、面積は10,372㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は4,796㎡、四ツ郷屋地区、契約期間10年のものが1件、畑、面積は1,560㎡、以上、新規分、利用権設定は4件、面積は16,728㎡です。</p> <p>表の右側の欄が所有権移転の部分で、赤塚地区、売買が2件、田、畑、面積は2,243㎡、黒埼地区、交換が2件、田、面積は2,042㎡、売買が2件、田、面積は1,946㎡で、合計6件、面積は6,231㎡です。表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計で、10件、面積が、22,959㎡です。</p> <p>9ページ、更新分の地区別実績表です。黒埼地区、契約期間10年のものが4件、田、面積は17,569㎡、四ツ郷屋地区、契約期間3年のものが1件、畑、面積は2,595㎡、契約期間6年のものが1件、畑、面積は4,014㎡、契約期間10年のものが2件、畑、面積は9,632㎡、以上、更新分の利用権設定は8件、面積が33,810㎡です。</p> <p>10ページ、合計の地区別実績表です。赤塚地区、合計2件、面積は2,243㎡、内野地区、合計1件、面積は10,372㎡、黒埼地区、合計10件、面積は26,353㎡、四ツ郷屋地区、合計5件、面積は17,801㎡、総合計は、18件、56,769㎡です。</p> <p>11ページ、提案文です。</p> <p>「議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年3月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>その下の1号から4号までが新規分の利用権設定に関するものです。12ページの1号から13ページの8号までが更新分の利用権設定、14ページの1号から4号までが売買に関するもの、15ページの1号、2号が交換に関するものです。また16ページの1号が利用</p>

議 長	<p>権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>17ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は5,093㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが11件、田、畑、面積は37,314㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが8件、田、面積が24,839㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが6件、田、畑、面積は25,754㎡、以上、合計27件、面積は93,000㎡です。</p> <p>18ページ、合計の地区別実績表ですが、新規と同じ表です。</p> <p>次に19ページ1号から24ページの27号までが新規分の内訳です。農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業に伴い、農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>25ページ、定例総会で承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年4月14日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、議案第11号には委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「議事参与制限」の規定により関係委員から退室していただき先議を行います。</p> <p>議案書14ページ3号の案件に関する委員は退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは議案書14ページ3号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。</p> <p>審議が終了しましたので、委員から入室していただいでください。</p>



<p>議 長</p> <p>農政振興部会長 (8番)</p>	<p>(委員入室)</p> <p>次に、ただ今、先議した案件以外について審議します。先ほど、事務局から説明がありましたが、この議案第11号には新規就農者についての案件があります。総会前に農政振興部会を開催しておりますので、農政振興部会長より報告をお願いします。</p> <p>3月12日に開催した農政振興部会の審査結果を報告します。部会では、本日上程した案件に係る2名の新規就農者から、就農に至った経緯や今後の営農計画について、説明を受けました。</p> <p>11ページ、第1号の案件です。現在35才、中央区にお住まいの方です。以前、津南町で5年間青年就農支援事業を活用し就農していましたが、豪雪地帯であることや新潟市内に住んでいる親元から離れていることから、市内での就農を志し、去年は赤塚の農園で農業に従事していました。今回、西区内野上新町に適地があったことから、西区内で、津南町での経験を活かし、スイートコーンや人参、葉物など多品目の野菜を栽培する畑作を中心とした就農を計画しており、その後はその周辺にも規模拡大を考えているとのこと。また機械やハウス等は、津南町でそろえたものを使用できるとのことです。</p> <p>本人は、農業に魅力を感じており、就農への意欲が伺えました。またJAとの協議や地元の農家組合からの同意も得られていることを確認しました。</p> <p>次に20ページ第9号、21ページ第11号と、関連する報告事項29ページ第9号、30ページ第11号、38ページ第18号、39ページ第25号、40ページ第26号から第29号、43ページ第43号です。</p> <p>現在48才、西蒲区にお住まいの方です。西区保古野木で大規模経営をしている集落の中心的な担い手農家が親戚におり、その後継者として、農業を引き継ぐことになりました。親戚の方が経営している中野小屋地区の農地約10haを借入れ、水稻の作付けを計画しており、昨年1年間は研修を兼ねて、その方の下で一緒に農作業に従事してきました。今年の春からは独立して農業に従事することを希望していますが、引き続き親戚の方からの営農指導や機械の借用、作業の手伝い等の協力が受けられるとのこと。本人の農業経験はまだ浅いですが、就農への意欲が伺えました。また親戚の方の協力やJAとの協議、地元の農家組合や地域の方等からの同意も得られていることも確認しました。</p>
------------------------------------	---

議 長	<p>部会では、新規就農希望者2人から説明を受け、委員からも活発な質疑が行われました。そして地域のルールを理解し、地元の農業者や農家組合、JA等との信頼関係を築いていくこと、継続して営農していただきたい旨を指導しました。</p> <p>その後、部会委員で協議し、今回の就農計画は妥当であると判断しました。以上です。</p> <p>ただ今、事務局からの説明及び農政振興部会長の報告が終わりました。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第11号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第11号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第12号、令和3年度新潟市西区農業委員会業務方針(案)について、事務局及び担当役員から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>44ページ、議案第12号、令和3年度新潟市西区農業委員会業務方針についてです。業務方針本文は別紙1のとおりです。</p> <p>この業務方針は、去る3月12日に開催した農政振興部会で審査いただき、本日、定例総会に上程いたしました。</p> <p>内容は、今年度、令和2年度の業務方針を一部変更したもので、変更点は2点です。</p> <p>1点目は、来年4月に農業委員会の統合が予定されていますので、1、基本方針に文言を追加し、2、今年度の重点目標に項目を追加しました。</p> <p>2点目は、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響での業務用米の需要減少なども含め、米の関係の文言を、5事業実施計画中の(2)農政振興対策の中のウ、農業施策に対する要請等の中に記載しました。</p> <p>それでは、役員の皆さんから業務方針を説明していただきます。</p>
会長職務代理者	令和3年度 新潟市西区農業委員会業務方針

(15番)	<p>1 基本方針</p> <p>本農業委員会は農業及び農業者の代表機関として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、農振法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業法、農業者年金法、その他関係法律に基づく任務を適正に遂行し、本市農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、積極的な活動を展開します。</p> <p>また本委員会は令和4年4月1日に他の委員会とともに1つの委員会に統合されます。本年度は統合の前年であることから、統合が順調に進むよう、他の委員会との事務調整に取り組みます。</p> <p>2 今年度の重点目標</p> <p>(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員による相談活動の推進</p> <p>(2) 農家の後継者不足と高齢化により発生する遊休農地対策として、農地利用の集積・集約化の促進と認定農業者等担い手農家の育成確保</p> <p>(3) 農地転用の適正指導</p> <p>(4) 農地パトロールの強化と耕作放棄地の解消</p> <p>(5) 農業者年金制度の周知徹底と加入推進</p> <p>(6) 家族経営協定の普及推進</p> <p>(7) 情報提供活動の推進</p> <p>(8) 「全国農業新聞」の普及推進活動</p> <p>(9) 農地中間管理機構の事業活用推進</p> <p>(10) 農業委員会の統合</p> <p>3 会議の開催</p> <p>(1) 総会</p> <p>ア 定例総会 毎月開催</p> <p>イ 臨時総会 必要に応じて開催</p> <p>(2) 部会</p> <p>ア 農地部会 必要に応じて開催</p> <p>イ 農政振興部会 必要に応じて開催</p> <p>(3) 運営会議</p> <p>ア 役員会議 必要に応じて開催</p> <p>イ 代表者会議 必要に応じて開催</p> <p>ウ 調査委員会 案件に応じて開催</p> <p>エ 対策委員会 毎月開催</p> <p>(4) その他会議 必要に応じて開催</p> <p>4 関係行政庁並びに関係団体等との連絡調整</p>
-------	--

<p>農地部会長（10番）</p>	<p>(1) 県及び県農業会議が開催する会議並びに行事への参加  (2) 関係農業委員会連絡会議等への参加  (3) 市・農地中間管理機構等の農業関係機関、並びに団体等との連絡調整及び会議等への参加  以上です。</p> <p>5 事業実施計画</p> <p>(1) 農地対策</p> <p>ア 認定農業者等担い手農家への農地の集積・集約  農業委員と農地利用最適化推進委員が先導役となって地域を牽引し、分散・錯綜した農地の認定農業者等担い手農家への集積・集約に向け、自発・能動的に仕掛けていく活動を行います。  地域で、今後の中心経営体を誰にするのか、農地集積・集約の方向性、さらに圃場整備事業や集落営農の法人化といったテーマも話し合い、地域農業の現状や未来像を共有します。  話し合いの中で明らかになった地域農業のあり方や、農地の出し手意向と受け手意向を具体的にまとめリスト化した「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理機構を活用しながら、効率的に担い手への農地の集積・集約を推進します。</p> <p>イ 耕作放棄地の発生防止と解消  農地パトロール活動の一層の強化に努めるとともに、きめ細やかな情報提供を進め、農業委員と最適化推進委員が地域の牽引役となって、農地所有適格法人や一般法人の農業参入や耕作面積の拡大も促しながら、耕作放棄地の解消に取り組みます。</p> <p>ウ 農地法に基づく事務処理の適正化  農地法関連の権限移譲等に伴い、関係法令を遵守し事務処理の適正化に努めるとともに、各関係機関と連携強化し、各種事案に対し、迅速かつ適正なる処理に努めます。</p> <p>エ 農業振興地域整備計画等各種計画に関すること  農業上の土地利用と都市型土地利用との調整を図るため、農業振興地域整備計画等の各種計画変更がある場合は、農地法、その他関係法令などの整合性などを総合的に勘案し、意見具申を行います。  以上です。</p>
<p>農政振興部会長  （8番）</p>	<p>(2) 農政振興対策</p> <p>ア 新規就農の促進  農業委員と農地利用最適化推進委員が新規就農者に対し、後ろ盾となって、就農候補地を見つけ、所有者との橋渡しをするなどの親</p>

<p>議 長</p> <p>農政振興部会長 (8番)</p>	<p>身な活動を行います。</p> <p>イ 農業の担い手の育成・確保 農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動を通じて、地域農業発展に寄与します。</p> <p>ウ 農業施策に対する要請等 多様な農業が展開される中で、国による生産数量目標配分が廃止され、これに代わり新潟県から生産目標の市町村別内訳が示されることとなりました。しかしながら、これは強制力のあるものでなく、依然として供給過剰なところに、新型コロナウイルス感染症の影響で業務用米の需要が減少したこともあり、米生産の現場では先行きが不透明な状況となっています。生産者は、需給バランスをしっかりと把握した上で生産計画を立てるとともに、米以外の作物への転換も求められています。</p> <p>地域農業の担い手となる認定農業者や小規模農業者等の現状を十分に把握するとともに、今後の農業経営の進むべき方向性や課題解決など、農村現場の実態に即した提案、要請活動を行います。</p> <p>エ 情報提供活動の充実 行政機関、農業者、農業団体等との情報交換や現状把握に努めながら、「農業委員会だより」などの広報紙、並びに「全国農業新聞」の購読者の普及推進を図ることで、農業者への情報提供の充実・強化を図ります。</p> <p>オ 農業者年金業務の加入促進 農業者年金制度は、農業者の老後生活安定のために、安心して信頼できる制度であることから、農業会議、農協等関係機関と連携して説明会を開催し、加入促進に努めるとともに、経営移譲等の相談活動や適正な事務処理、支援を行います。</p> <p>カ 農作業賃金等の標準額設定 農作業における機械作業請負料金等の標準額を設定することにより、管内における利用権設定や農作業受委託の推進を図ります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当役員からそれぞれ説明がありました。本議案は、総会前に農政振興部会を開催しておりますので、農政振興部会長より併せて報告をお願いします。</p> <p>3月12日に開催した農政振興部会において、議案第12号、令和3年度新潟市西区農業委員会業務方針(案)について、協議しましたので報告します。</p>
------------------------------------	--

議 長	<p>議案第12号について、事務局から説明があり、内容等を協議し、提案のとおり、総会議案に上程することといたしました。以上です。</p> <p>事務局ならびに担当役員からの説明と農政振興部会長からの報告が終わりました。</p> <p>ただ今の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第12号、令和3年度新潟市西区農業委員会業務方針(案)について、お諮りします。</p> <p>議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第12号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第13号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてと、議案第14号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、ともに関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>45ページ、議案第13号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてと、46ページ、議案第14号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを、一括して説明します。</p> <p>これは農林水産省経営局農地政策課長通知で、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進やその他の事務については、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画(翌年度の計画)を作成するとともに、活動計画の点検・評価結果(現年度の実績)を市町村のホームページ等で公表すること」が定められています。</p> <p>はじめに議案第13号、資料は別紙2です。</p> <p>これは昨年3月の定例総会の議案として提案し、承認いただいた令和2年度の活動計画の1年後の点検とその評価の案です。</p> <p>2ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化の2、令和2年度の目標と実績は、①集積目標3,112.90haに対し、②集積実績3,019.60haとなり、うち新規実績は93.30ha、達成状況は97%と、目標をほぼ達成しました。</p>

	<p>3ページのⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の2、令和2年度の目標及び実績は、参入目標1経営体に対して、参入実績2経営体、参入目標面積1haに対して、参入実績10.80haの実績となり、目標を達成しました。</p> <p>4ページのⅣ、遊休農地に関する措置に関する評価の2、令和2年度の目標及び実績は、①の解消目標3haに対し、②の解消実績2.15haであり、達成できませんでした。</p> <p>8ページのⅧ、事務の実施状況の公表等は、総会等の議事録を市のホームページで公表したほか、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出として、2月2日に6農業委員会長の連名により、新潟市長へ意見・要望を行いましたので、その意見・要望の6項目を記載しています。</p> <p>次に議案第14号について、資料は別紙3です。</p> <p>2ページ、Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化の2の令和3年度の目標及び活動計画の目標のうち集積面積は、新潟市農業構想における令和4年度の目標である担い手への農地集積率85%から、今年度の目標は149ha増の3,168.6haと設定しました。</p> <p>次に、Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進めることが必要であり、また、新規就農者に関する情報を収集することも重要であるとしました。</p> <p>2、令和3年度の目標及び活動計画は、参入目標数を1経営体、参入目標面積を1haとしました。</p> <p>3ページのⅣ、遊休農地に関する措置の2、令和3年度の目標及び活動計画です。遊休農地の解消面積の目標を令和2年度同様3haとしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。総会前に農政振興部会を開催しておりますので、農政振興部会長より報告をお願いいたします。</p>
農政振興部会長 (8番)	<p>3月12日に開催した農政振興部会において、議案第13号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてと、議案第14号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、協議しましたので報告します。</p> <p>議案第13号及び第14号について、事務局から説明があり、内容等を協議し、提案のとおり、総会議案に上程することといたしました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明と農政振興部会長からの報告が終わりました。</p>

議 長	<p>ただ今の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>最初に、議案第13号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」をお諮りします。</p> <p>議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第13号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第14号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」をお諮りします。</p> <p>議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、報告事項、買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について、報告事項、買受適格証明交付済案件に対する農地法第5条許可の処分について、報告事項、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人に関する要件確認について、報告事項、令和2年度新潟市西区農業委員会業務報告について、報告事項、令和2年度新潟市西区農業委員会委員積立の収支状況について一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>26ページ、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。</p> <p>新規分の地区別実績表で、赤塚地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は5,093㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが11件、田、畑、面積は37,314㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが10件、田、面積は26,881㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが8件、田、畑、面積は23,712㎡、以上、合計31件、面積は93,000㎡です。</p>



<p>事務局</p>	<p>27ページ、合計の地区別実績表ですが、新規と同じ表となります。関係農業者は、28ページの1号から34ページの31号のとおりです。</p> <p>35ページの1号43ページの45号までは中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>県の公告は、令和3年5月28日です。以上です。</p> <p>説明者が変わります。4ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計30件です。</p> <p>47ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。全地区合計9件、田畑合計24筆、14,912㎡の解約を受理しました。</p> <p>50ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。全地区合計4件、田畑合計44筆、45,964㎡の相続による届出を受理しました。農業委員会による農地売却等あっせんの希望はありませんでした。</p> <p>51ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。全地区合計14件、田畑合計26筆、5,696.91㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>54ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの1件、うち転用許可を受けているもの1件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。</p> <p>55ページ、報告事項、買受適格証明交付済案件に関する農地法第3条許可についてです。所在は西区大潟で、田2筆、2,484㎡について新潟地方裁判所が競売に付したものです。譲受人への適格証明書発行年月日は、令和2年12月28日付け、開札は令和3年2月8日、同2月9日に専決処分決定しています。</p> <p>56ページ、報告事項、買受適格証明交付済案件に関する農地法第5条許可についてです。所在は西区鳥原で、畑4筆、2,848㎡について新潟地方裁判所が競売に付したものです。譲受人への適格証明書発行年月日は、令和3年1月29日付け、開札は令和3年2月8日、同2月18日に専決処分決定しています。</p> <p>57ページ、報告事項、農地所有適格法人に関する要件確認についてです。農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条第1項の規定による報告書を受理しました。令和3年3月30日現在、西区で管理</p>
------------	---

事務局	<p>している農地所有適格法人は19法人で、2法人が今年度新規参入です。法人の経営農地面積合計は257.36ヘクタール、前年比16.56ヘクタール増です。なお法人に賃貸借等権利設定されている農地は1法人が施設園芸用ハウスの設置が遅れ、未稼働となっているほかは、いずれも適正に耕作管理されています。以上です。</p> <p>説明者が変わります。59ページ、報告事項、令和2年度新潟市西区農業委員会業務報告について、資料は別紙4です。</p> <p>今年度、農業委員会で開催した総会や対策委員会、部会と委員が出席した各種研修会や会議などを記載しています。</p> <p>1、2ページは例月の定例総会の開催状況です。</p> <p>3ページは地域対策委員会、4ページは農地調査委員会の開催状況です。</p> <p>5ページは農地部会の開催状況で、7月と2月の2回開催しました。</p> <p>6ページは農政振興部会の開催状況で、10月、3月の2回開催しました。</p> <p>7ページは運営会議である役員会の開催状況で、7と9月の2回、6農委統合や視察研修の実施を議題に開催しました。</p> <p>8、9ページは研修会や委員が参加した会議等の開催状況です。</p> <p>60ページ、報告事項、令和2年度、新潟市西区農業委員積立の収支状況についてです。</p> <p>新潟市西区農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員積立規約第9条の規定により、委員積立金の収支状況、情報交換会等の会場費積立収支状況及び視察研修積立収支状況を別紙5のとおり報告します。なお、令和3年度は視察研修積立のみ積み立てることとし、その他の積み立ては休止します。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了しますが、その他報告事項はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>

<p>事務局</p>	<p>61ページ、4、5月の業務日程です。 はじめに4月の日程です。 26日、月曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。 27日、火曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。 30日、金曜日、午後3時から、4月定例総会を開催します。 会場はいずれも区役所303会議室です。 次に4月の申請締切日です。農地法4月総会分が4月9日、金曜日、農業経営基盤強化促進法5月総会分が4月23日、金曜日です。 次に5月の業務日程です。 26日、水曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。 27日、木曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。 31日、月曜日、午後3時から、5月定例総会を開催します。 会場はいずれも区役所303会議室です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p></p>	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、以上で3月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本間 雄一

署名委員 大嶋 喜芳

署名委員 高杉 隆司